

# 労務に関する情報

## ●受動喫煙防止対策助成金

近年、受動喫煙を防止するために駅や空港などの公共施設では喫煙スペースが設けられ、分煙化が進んでいます。このような動きを受け、顧客が喫煙できないことをサービスに含めて提供している旅館、料理店または飲食店を営む中小企業事業主に対し、喫煙室の設置等の取組みを支援する助成金が設けられました。

### (1)支給対象事業主

左記の①から⑤のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 労働基準法別表第1第14号に規定する旅館、料理店または飲食店(以下「旅館等」という)を営む次の中小企業事業主であること。

ア. 旅館宿泊業については、その常時雇用する労働者が100人以下

またはその資本金の規模が

・5000万円以下

イ. 料理店または飲食店については、その常時雇用する労働者の数が50人以下またはその資本金の規模が5000万円以下

③ ④に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ていること。

④ 旅館等の事業を行う事業場の室内またはこれに準ずる環境において、顧客が喫煙できないことを含めたサービスを提供する場合、③の計画に基づき、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じていること。

⑤ ④に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備していること。

### (2)支給額

喫煙室の設置等に係る経費の内、工費、設備費、備品費および機械装置費等の合計額の4分の1(上限200万円)

### (3)喫煙室等の要件

① 喫煙室を設置する場合(要件を満たすための改修等を含む)

喫煙室の入り口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。

② ①以外の受動喫煙を防止するための措置

顧客が喫煙できないことをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を0.15mg/m<sup>3</sup>以下とすること、またはn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量:70.3×n(m<sup>3</sup>時間)となるよう設計されていること。

#### ※留意点

この助成金を受給するためには、「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」の作成を行い、これを所轄の都道府県労働局へ提出し、認定を受けておく必要があります。また、この計画の認定は、工事の着工前に受ける必要があります。

## ●労災保険における事業の単位と継続一括手続き

会社が新たに支店や営業所を設けることがあります。その際には、労働者災害補償保険(以下、「労災保険」という)の事業場の成立手続きを行う必要があります。このように事業場が複数となる場合の労災保険の手続きについて概説します。

### (1)有期事業と継続事業

労災保険における事業は、建設の事業や立木の伐採の事業など事業の期間が予定される有期事業と、一般の会社や工場、商店、事務所など事業の期間が予定されない継続事業に分類されます。このうち継続事業は、原則として1つの場所を1つの単位の事業として判断することになつており、1つの会社であっても支店や営業所などを本社とは異なる場所に設ける場合には、支店や営業所として1つの事業場として保険関係を成立させる必要があります。ただし、場所的に独立しているものであつても、出張所、事務所等、労働者が少なく、組織的に直近の事業に対し独立性があると言ひ難いものについては、直近の事業に包

括して全体を1つの事業として取り扱うことになつていきます。

### (2)継続事業の一括

労災保険では、原則として事業場ごとに労災保険の成立手続きを行い、労災保険の手続きや労働保険料を申告・納付することになっていきますが、事務処理の簡素化等の観点から、一定の要件を満たす事業場で手続きを行った場合には、本社等で一括して労働保険の手続きを行う制度が設けられています。これを継続事業の一括と呼び、本社等のまとめる方の事業を指定事業、まとめられる事業を被一括事業と呼びます。

### (3)継続事業を一括する際の要件

継続事業の一括を行う際には、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 事業主が同一人であること
- ② 指定事業と被一括事業の成立している保険の内容が同じ(a~cの同じものに該当する)であること
  - a. 労災保険のみが成立している
  - b. 雇用保険のみが成立している
  - c. 労災保険と雇用保険の両方が成立している
- ③ 厚生労働大臣の認可があること
- ④ 指定事業と被一括事業の、事業の種類が同じであること

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>